

令和6年度 第1回災害廃棄物対策東北ブロック協議会 議事録

日時：令和6年6月4日（火） 10:00-12:00

会場：ハーネル仙台2階 松島B及びオンライン

（JESC・鈴木）

それでは、只今から令和6年度第1回災害廃棄物対策東北ブロック協議会を開催したいと思います。皆様にお忙しい中、ご参集、あるいはwebからのご出席賜りまして誠にありがとうございます。私は事務局を担当いたします日本環境衛生センターの鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はハイブリットということで、仙台の会場とそれぞれ皆様方をお繋ぎして開催してまいります。途中、電波状態等によりさまざまな障害が想定されます。皆様方のご協力、ご容赦の方をあらかじめお願いいたします。また、ご発言される際は挙手ボタン等で合図を送っていただき、それ以外の時はミュートあるいはカメラオフということでご協力の方もお願いしたいと思います。

それでは環境省東北地方環境事務所藤田次長よりご挨拶をお願いします。

（東北地方環境事務所・藤田次長）

皆さんおはようございます。東北地方環境事務所、次長の藤田でございます。災害廃棄物対策東北ブロック協議会の構成員の皆様におかれましては、大変お忙しいところご参加いただき誠にありがとうございます。協議会開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

能登半島地震について発災から5ヶ月が経過したところです。この間、東北ブロックの県それから市町村の皆様におかれましては被災地に入らせていただきまして公費解体や浄化槽の復旧等でお力添えを賜りました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。しかしながら、人的支援が足りない状況が続いております。環境省では引き続き全国の自治体に対して職員派遣をお願いしているところでございます。既に多大なご支援をいただいているところではございますが、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日ですが、能登半島地震の対応についての報告、それから今年度の活動運営方針に加えまして、能登半島地震も踏まえた東北ブロック行動計画の見直しについても検討していきたいと思っております。最後になりましたけれども、皆様方から活発なご意見をいただきまして、有意義な時間としていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（JESC・鈴木）

藤田次長ありがとうございました。それでは配布資料について確認をさせていただきます。予めメール等でお送りもさせていただいております。配布資料1から9-3まで配布をさせていただきますので、ご確認の方をお願いしたいと思います。

今年度のブロック協議会は、資料2にお示しする構成員名簿の皆様で進めてまいりたいと思いますので1年間どうぞよろしく願いいたします。

資料1でお示ししていますが、設置要綱第5条で会長を互選にて選出することとなっております。事務局といたしましては、昨年度に引き続き吉岡先生にお願いできればと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

ありがとうございます。今年度も吉岡会長に引き続きご指導をいただきたいと思っております。これからの進行については吉岡先生にお願いいたしますが、まずはご挨拶からお願いできますでしょうか。

(吉岡会長)

今年度もまた協議会のお手伝いをさせていただくこととなります。どうぞよろしく願いいたします。昨日も朝早くから緊急地震速報が流れて非常にドキドキしたところではございますけれども、それでもやはり公費解体が進まない中でなんとか耐えていた建物が昨日の地震でまた全部崩れてしまうということがあり、いち早く解体を進めた上で災害廃棄物処理の迅速な対応の重要性が見えてきたと感じています。

この災害廃棄物は国内だけではなく、海外でも相当重要視していると聞いております。特に、今年の秋に東南アジアの方で開かれる国際会議では、災害廃棄物に対する対応についてのディスカッションが行われると聞いております。気候変動に伴って、これからは水害の問題というのも、おそらく出てくるのではないかと考えていますので、いち早く対応をしていきたいと思っております。

一方で災害が起こったときに受援・支援がありますけれども、特に支援となると先ほど藤田次長からもお話がありました、人的支援というところで足枷になっている部分があります。実際に今回の能登半島地震においても、お手伝いに行った経験のある人というのは少なく、過去に経験をされた方々で現在は立場的には残って指揮しなければならない方々も現場に赴いてといった状況になっていると聞いております。そういう意味では人材育成は非常に大事なミッションであり、このブロック協議会の中でも人材育成について力を入れているところでございます。

このブロック協議会の中でどこまで協力することができるのかが大事になってくるため、ぜひご活発なご意見を今日の協議会も含めまして共有しながら一緒に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、進めてまいりたいと思っておりますが、まず、議題1「能登半島地震に伴う環境省の対応（災害廃棄物処理の推進）について」事務局から説明をお願いいたします。

(東北地方環境事務所 佐々木)

東北地方環境事務所の佐々木から「能登半島地震に伴う環境省の対応について」報告させていただきます。

今年1月1日に発生した能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震で、輪島市と志賀町では震度7の揺れ、珠洲市や能登町では4mほどの津波が観測されております。住宅の被害ですが、石川県を中心に全壊・半壊合わせて2万7千棟以上、一部損壊を合わせると10万棟以上が被害を受けております。また、下の方に写真がありますが、地面の隆起や沈降がひどく、多くの道路で通行不能となっております。また、新潟県の状況が報道されましたが、石川県でも液状化が起きておまして、私が行った穴水では、道路の真ん中が浮きあがるように、かなり段差が生じているということで、通行の障害になっているということでございます。

2月の時点では、石川県で災害廃棄物の発生量が、年間発生量の7倍の244万トンと推定して計画を立てております。石川県としては、令和7年度末までに発生した244万トンの廃棄物を処理するという計画を立てておまして、2月29日に災害廃棄物処理計画の実行計画を作っておまして、その計画の中身としては、可能な限り分別・選別して再生利用するとともに県内の処理施設を活用し、必要に応じて海上輸送も活用し、富山・福井・新潟の民間事業者で県外処理を行うということで期限内の処理を目指すということにしております。ただし、報道されているとおり、輪島を中心に隆起が起きておまして、海上輸送の計画はされておりますが、実際には動いておりません。地図にあるように、能登半島の一部、穴水を中心に狭小なところがあり、道路が2本くらいしかないところもあり、今後解体が進むと輸送による渋滞等も心配されているという状況です。

発災後の環境省の取組について、ご報告したいと思いますが、発災当日に非常対策本部が環境省内で設置され、翌日には本省の職員と中部地方環境事務所、関東地方環境事務所の職員が現地に派遣されております。4日には、東北地方環境事務所からも2名の職員を輪島市に派遣しております。派遣された職員は輪島市役所内に寝袋で寝たというような状況で、トイレにも行かないように、極力食事をしなかったという状況だったと聞いております。5日には災害廃棄物処理の知見を持つ民間企業を主体とするD.Waste-Net、また、環境省に登録された自治体の職員の人材バンクによる支援が始まり、順次支援体制が拡充していったところでございますが、今も環境省の職員は派遣されておまして、本来であれば、ここに職員の菅原がいるべきでしたが、穴水に派遣されておりますので、今回は3名での対応ということになっております。

環境省の今の支援体制を簡単に説明したものですけれども、石川県庁と被害の大きい6市町に派遣されております。あと、D.Waste-Netと人材バンク、全国の自治体からの短期派遣で、被災市町村に入って支援をしているということで、環境省本省が派遣の調整等を継続的に行っているという状況でございます。

人材バンクについてですが、これは過去に災害を経験して、知見を持っている人材を環境省に登録して被災地に派遣をするという制度になりますが、東北からも4月4日の時点で仙台市、岩手県、宮城県、秋田市、大崎市、東松島市、郡山市、いわき市から派遣されております。大体過去に水害や地震を経験した自治体が多く派遣されて、ノウハウを持った職員が現地に赴いて支援をしているという状況でございます。

災害廃棄物の基本方針ですが、まずはご存知のように生活ごみを処理、その後、廃棄物を撤去して処理をするということになるのですが、吉岡先生からもあったように解体が進んでいないという問題があることは認識しております。

石川県内のごみ処理とし尿処理施設の状況についてご説明します。焼却処理施設は4施設が被災をしましたが、全て復旧しております。実際に輪島の焼却施設を見に行ったのですが、かなりの量のごみが溜まっておりまして、プラスチックごみが異常に多いです。ほとんど水が出ないという状況もあって、弁当等、そのようなものを食べているのでプラスチックの比率が高すぎて、そのまま燃やすと発熱量が高すぎて炉を痛めるということで、規定量ほど燃やせないというような悩みを抱えているようでした。し尿処理施設は7施設が被災して、5施設が復旧しております。ただし、2施設がまだ復旧できずにおりまして、受け入れタンクを一時貯留基地として利用する等して、処理が滞るといような状況にはなっていないようでした。4月4日時点の仮置場の設置状況ですが、石川県はほとんどの仮置場が稼働しております。搬入と同時に県内、県外の処理施設に搬出が行われているため、搬入できなくなるような状況ではないのですが、今後、家屋解体が急ピッチで進むという計画になっておりまして、仮置場の不足が懸念されるという事態で、新しい仮置場を市町は探し始めているという状況です。

当初想定されていた解体スケジュールで、3月以降にはうまくいきそうなスケジュール感になっているのですが、所有者の同意取得がネックになって進んでいないという状況です。

こういう状況を受けて、5月5日時点の資料ですが、市町の職員だけではマンパワーが不足するため、応援職員、コンサルタント会社が支援に入って受付業務を進めております。また、申請があっても相続手続きが行われていなかった、権利者が全員から同意をもらえないということで、なかなか解体が進んでいない事例が多いということです。その他にも、解体業者の宿泊先がないことが能登の弱点でして、私が行った穴水も宿泊施設がなく輪島に泊まったのですが、輪島のホテルもかなり損壊しておりまして、宿泊先がないです。プレハブを必死に作っているという状況で、プレハブはできたけれども電気が来ない、トイレがまだ間に合わないという苦勞をしているようです。また、なかなか所有者の合意が取れないということで、5月28日には法務省と連名で、滅失登記のものや宣誓書方式で解体を進める等の事務連絡を出して、手続きをいくらかでも簡素化させようと、努力をしているというのが、現状でございます。このほか浄化槽の問題もありますが、主に解体業務についてご説明させていただきました。以上です。

(吉岡会長)

ありがとうございます。冒頭で申し上げるべきでしたが、議題2と4までも、通しでご説明を事務局からいただき、その後に名簿順で青森県から会津若松市までの自治体構成員の皆様からご発言いただきます。まずこの災害廃棄物対策に係る今年度の自治体の取組予定等、ご紹介いただいて、先ほどの事務局の説明に対する質問や意見等があれば、続けて述べていただきたいと思います。その際には時間の都合もありますので、各自治体発言は

3分ということをお願いをしたいと思います。その他の自治体構成員以外の皆様につきましては、もし質問やご意見がございましたら、まず自治体構成員の皆様の発言の後に時間をお取りいたしますので、その際にご発言をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議題に、昨年度の協議会活動報告について、事務局からご説明をお願いいたします。

(JESC 鈴木)

お手元の資料5をご覧ください。資料5の中に、令和5年度の災害廃棄物対策東北ブロック協議会で活動してきた内容についてまとめてございます。第1回の協議会を令和5年8月30日、そして第2回を令和6年2月5日ということで行っています。人材育成事業であったり、セミナーの開催であったりということで、皆様方にご協力いただいて一定の成果を収められたのではないかと考えているところでございます。また、2ページ目を見ていただくと、これまで取り組んできた各県と連携して取り組んだものについても整理してございますので、あわせてご確認くださいと思います。別表1にも、青森県をはじめ、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県と各県の研修について記載していますので、ご確認くださいと思います。

(吉岡会長)

ありがとうございます。それでは続きまして、議題3になりますが、今年度の協議会の活動、運営方針についてということで、これも事務局の方からご説明をお願いいたします。

(東北地方環境事務所 小池)

資料6をご覧ください。はじめに協議会の開催になります。これは例年通り、年2回を開催予定としております。第1回目は本日の6月4日となっております。第2回目は今年度の下半期に対面、オンライン併用ということで予定しております。内容については、令和6年度、今年度の活動報告、人材育成事業、災害廃棄物処理計画策定事業費補助金の活用実施状況報告、令和7年度の活動方針、災害廃棄物対策東北ブロック行動計画の改訂の必要性について、この後議論がありますが、それらについて予定しております。

それから、これも例年通りですが、第2回協議会後にセミナーの開催を予定しております。現時点では検討中となっておりますが、希望するテーマ等あれば、当事務所資源循環課までご連絡いただければと思います。今月末を目途に連絡いただければと思います。

2番ですが、東北各県での研修会や説明会の開催、これも対応しております。各県からの依頼に応じて、私ども環境省職員が助言、講師として派遣して、研修会の対応をしております。それから、平時の災害廃棄物処理計画の策定していない自治体や改訂を考えている市町村がいらっしゃれば、助言したり、環境本省で用意しております補助金の説明に対応することとしております。ちなみに、今年度、既に5月30日に宮城県で単独事業の研修

会を実施しております、研修講師を派遣しております。それから、宮城県産業資源循環協会にて5月22日に通常総会がありまして、この時も当事務所課長補佐の菅原が講演しております。

3番、人材育成について、これはこの後の説明がありますけれども、昨年度、アンケート調査をさせていただいております。これを踏まえて、今年度も5月に各県をヒアリングさせていただきましてけれども、各県とも1回から2回、人材育成の研修事業を予定したいということを伺っていましたので、実施するというようにしております。それから、今年度、新たな取組として、仮置場の設置管理運営訓練を予算化いたしましたので、実施を予定しております。記載のとおり、宮城県内で実施するというように予定しておりますので、宮城県と調整をさせていただいて、共催で合同で実施するというように準備を進めております。

最後の5番ですけれども、災害廃棄物対策東北ブロック行動計画の改訂の必要性ということで、この後の説明がありますけれども、今回の能登半島地震を踏まえて、ブロック外への支援、ブロック外からの受援の必要性について議論いただきたいということで考えております。以上になります。

(吉岡会長)

ありがとうございます。続いて、行動計画の改訂の必要性について、資料7と8についてお願いいたします。

(JESC 鈴木)

事務局から資料7について説明したいと思います。今、資料6、東北地方環境事務所の小池補佐からご説明がありましたが、3番のところがありました人材育成について、各県のご意向を伺った上で、状況に応じた研修・人材育成を実施していこうということで準備してございます。それぞれの県にヒアリングもさせていただいており、これまでに実施した6県全てのヒアリング結果を記載してございます。東北地方環境事務所が主催して行うもの、それに加えて各県が独自にご準備いただく研修・講習、こういったものを立体的に組み合わせて実施をしてみたいと思います。詳細については、後ほどそれぞれの自治体からご案内があるかもしれませんが、記載内容をご確認いただければと思います。

資料8ですけれども、令和6年度で災害廃棄物仮置場実地訓練の実施についてというのがございます。こちらについては、宮城県の齋藤さんからご紹介いただければと思います。

(宮城県 齋藤氏)

資料8をご覧ください。先ほど東北地方環境事務所の小池補佐からご案内があったと思いますが、宮城県で今年初めての試みということで、災害廃棄物の仮置場の実地訓練をしようと思っていたところに、環境省も同じように実地訓練をされるということで、今年合同で行うことになりました。演習のカリキュラムといたしましては、設置計画訓練、設置

訓練、管理運営訓練、保管物管理訓練の4項目になります。宮城県といたしましては、管理運営訓練の方で携わらせていただくことになっています。以上になります。

(吉岡会長)

続いて議題4に進めさせていただきたいと思いますが、東北ブロックの行動計画の改訂の必要性についてということでございます。こちらについても事務局の方からご説明をお願いいたします。

(東北地方環境事務所 藤田次長)

資料9に基づきまして、災害廃棄物対策東北ブロック行動計画の改訂の必要性についてという資料でございます。簡単に説明させていただきます。まず、現行の行動計画がどのように策定されて、どのように改訂されたかという話ですけれども、このブロック協議会は平成29年度に設置されまして平成30年3月に行動計画が策定されました。中身として、特に大規模災害時に各自治体に取り組むべき具体的・標準的な手順が示されたものとなっています。その行動計画に基づいて、令和元年東日本台風の対応が行われたわけですけれども、行動計画に人的支援に関する記載がないという課題が行動計画に対して示されました。そういった背景がありまして、令和2年度から3年度にかけて、この協議会において行動計画の改訂を議論しまして、資料9-2にありますけれども令和4年2月に行動計画が改訂されました。改訂されたところが赤字になってございます。具体的には、大規模災害時には必要に応じて東北ブロック災害廃棄物処理支援チームを発足して、相互協力体制を構築すること、それから、そのチームの設置については別に定める運営マニュアルに基づいて行うといった改訂です。その運営マニュアルについては資料9-3にございます。これが今現在動いている行動計画、それからチーム運営マニュアルといったものになります。この支援チームというものが初めて動いたのが、令和5年7月の秋田水害に伴う災害廃棄物対応でございます。今回、どのような背景で改訂したいかと考えているかということですが、この資料の2ページ目、3ページ目の別紙というところに表示しておりますけれども、他のブロックにおきまして、ブロックをまたぐ支援や受援についての規定がございます。今年1月の能登半島地震に伴う災害廃棄物対応においては、中部ブロックの行動計画が他のブロックからの受援をできるというような規定がありますので、その規定に基づいてブロック外からの支援を受け入れているものでございます。同じような規定は東北ブロックの行動計画にも記載はございます。東北ブロックの行動計画は、その一方でブロック外への支援についての規定がないという状況でございます。つまり、東北ブロックはブロック外からの受援はできるけれども、ブロック外への支援ができないというのが、今の状況でございます。そういった背景がありまして、今回の能登半島地震対応では、協議会として動いているというよりは、東北事務所から個別に自治体ごとに依頼をさせていただいて、支援しているといったものでございます。そういった背景がございまして、今回改訂すればいかがかと考えておるのが、ブロックをまたぐ支援も含めて、受援支援を明確に規定してはどうかと考えております。皆様から他に改訂すべき論点があればそ

れも含めて本年度の第2回目の資料として改訂案を提示させていただいて、議論できればと考えております。私からは以上です。

(吉岡会長)

ありがとうございます。議題1から4まで通してご説明をいただきました。まず全体を通して、大河原先生からご意見等をお伺いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(岩手大学 大河原氏)

私は地盤や土砂災害、斜面災害と専門としていることから、ご指摘等ができればと考えております。先ほど佐々木補佐から能登半島での地震での液状化の話もありました。能登半島は非常に浅海性の地形で、地質時代でいうと第三紀中新世頃、今から2,300万年くらい前の地質でできているところとして、火山岩という硬いものもあるが、ほとんどは堆積岩、砂岩や泥岩、礫岩といった非常に柔らかいものからできている地域であって、地形的にも山地や丘陵地が主です。東北地方も非常に類似したところが多いため、今回のような地震が発生すると同じような被害が想定されることを皆様念頭に入れていただければと思います。

地質調査総合センターから、斜面の被害について2,469か所という数値があります。数え方によって違いますが、2,000か所を超えると崩れたこととなります。東北地方でも当然このようなオーダーの数字が出る可能性があります。非常に大きな被害だけでも65か所あるため、今後地震や水害があった場合は、同様の被害が起これるということを念頭に入れながら対応を考えていければと思います。

(吉岡会長)

ありがとうございます。それでは皆様からご意見あるいは感想となるかもしれませんが、お伺いをしたいと思います。まずは青森県からお願いいたします。

(青森県 中野渡氏)

今回の能登半島地震では、青森県内からは東北地方環境事務所からの要請があり、青森市・八戸市・弘前市から派遣がありました。県は日程の調整がつかず派遣しておりませんが、広域的な支援の重要性を感じております。

今回の災害では、総務省からの支援要請、環境省から直接来るルートがあり、内部で少し戸惑いがあったことも事実です。人的支援については、例えば中部地方環境事務所経由でまずは人材を派遣し、人数の都合がつかない場合は周辺の関東地方環境事務所・近畿地方環境事務所、そして東北地方環境事務所というような順番で支援を行うと想定していましたが、今回は環境省本省から直接支援のお声がけがあり、関係がどうなっているのか、内部や防災部局からもあったということが事実です。この点についても、今回の行動計画の改訂の方にも少し反映をさせていただいた方がいいのではと感じました。

どうしても支援について広域処理と人的支援の両方であると思いますが、広域処理の支援

は災害廃棄物を遠くまで運ぶのはコストがかかるため、周辺地域で処理することが求められると思いますが、特に人的支援については関係ないと思います。とはいいながら、人的支援は遠くから支援に行くと、旅費や他の業務との兼ね合いもあるため、気持ち的には非常に行きたい気持ちはありますが、なかなか派遣できない自治体もあるのではという感想となります。まとまらない部分もありますが、以上感想となります。

(吉岡会長)

ありがとうございます。では続いて、オンラインになりますが、青森市はいかがでしょうか。ちょっと今通信が悪いので、少し飛ばさせていただきます。(青森市は欠席となった) 八戸市はいかがでしょうか。

(八戸市 加藤氏)

本日は名簿には、次長兼課長の早狩で記載させていただいておりましたが、本日は当市の議会開会ということで、代理で私加藤が出席しております。当市における取組というところだと、青森県が平成 29 年度に災害廃棄物処理計画を策定したことを受け、平成 31 年 3 月に県内の市町村で初めて災害廃棄物処理計画を策定したところではありますが、マニュアル策定は遅れていたところがありましたが、令和 6 年 3 月末にマニュアルを策定したところがあります。

本年度については、マニュアルのブラッシュアップや再度見直しをかけながら、計画自体の必要な箇所の見直し等を行う予定としております。

先ほど資料 7 にも記載がありましたが、青森県の事業で一次仮置場設置運営訓練を秋、資料には 9 月上旬とありますが、日程についてはこれから調整するところで、当市において実施する予定としておりまして、加えて地域ワークショップを 10 月から 11 月、これも当市と弘前市で行う予定としております。仮置場については、東日本大震災の時に使用していた仮置場が、現在使えない場所が多く、今回の設置訓練を契機に仮置場の問題点を洗い出しができればと考えております。以上です。

(弘前市 鼻和氏)

今年度ですね、弘前市では青森県の協力をいただいて、先ほど八戸市からもありましたとおり、地域住民を巻き込んだワークショップ、災害廃棄物関係のワークショップをやらせていただくということを予定しておりますので、しっかり対応していきたいと思っております。あと私は、3 月末に能登町の方に派遣しました。その時の感想ですけれども、まず災害廃棄物のことしか考えていませんでしたが、公費解体の申請受付の補助ということで、知識が必要でした。戸籍関係の知識、あとは不動産登記を読み解く知識、あとは登記がされていない建物の税務関係の知識、そういったものが必要でしたので、なかなか普段接していないものからすると大変だったということがございました。あとは、東北ブロックからも各地から行って一緒に仕事しましたけれども、現地に行く前に情報がなくて、何が必要かとかガソリンスタンドをやっているところがあるのかとか、そういった情報がなかったのも、そういっ

たものを共有できるような仕組みがあればいいのではと思いました。以上です。

(岩手県 本正氏)

本県におきましては、環境省の人材バンクの派遣ということで、昨年度2名、それから今年度も2名ということで、6月3日から6月7日、輪島市に派遣をしております。それから研修ですけれども、例年ブロック協議会の研修をやっておりますが、県独自の研修につきましては、市町村の意向を踏まえながら、今後検討をしていきたいと考えております。以上です。

(盛岡市 南幅氏)

昨年度は、平成30年に定めておりました災害廃棄物処理計画を改訂しまして、今年度は公費解体の要綱の作成を検討しているところです。現在、能登町に公費解体の受付の関係で職員を1名派遣しております、そちらの現場の状況も情報をいただきながら、反映させていきたいと考えております。以上です。

(一関市 佐藤氏)

一関市の今年度の予定ですが、災害廃棄物処理計画と市の地域防災計画に災害廃棄物の仮置場を設定して掲載しているところですが、現状では市内中1か所を候補としておりますが、区別で見た場合には小さい場所もあるため、仮置場を追加で指定したいと考えております。また、仮置場における木屑や畳等の品目ごとの看板を作成したいと考えております。以上です。

(宮城県 齋藤氏)

能登地震についての派遣につきましては、環境省から人材バンクでの要請があったのですが、宮城県は組織として対応することとして、1クール4名で、4クール2月上旬から1か月間、能登町に災害廃棄物の支援を行ってまいりました。県の人材育成の取組としては、令和元年度から市町村一部事務組合、県の担当者を対象に、年3回程度、テーマを設定して演習を行っております。今年度も引き続き、年3回から4回程度、演習を行ってまいります。その一つが、先ほど紹介した実地訓練となっております。以上です。

(仙台市 高橋氏)

仙台市では昨年度から、能登半島地震への対応として、いくつかの支援を行ってまいりまして、まず、1月9日から26日にかけて、輪島市での災害廃棄物の発生量の推計や、処理計画策定の支援、続いて、2月中旬には石川県庁で全国自治体からの応援者の派遣の調整の支援、2月下旬から2週間ぐらいにかけて、ダンプ2台を持っていきまして輪島市と中能登町での収集運搬支援、さらに3月から5月にかけては、東北地方環境事務所の声掛けに対応してということと、人材バンク制度によりまして志賀町、輪島市、穴水町に公費解体等支援等を行ってまいりまして、さらに現在志賀町公費解体等業務として2名が長期派遣

で、現在行っているというところでございます。本市で災害廃棄物処理基本計画を、令和2年3月に策定しているところでありますが、今般の派遣により得られた知見等を総括しまして、計画等の見直しが必要かどうか精査の上、必要があれば今年度以降見直しを行いたいと考えているところでございます。以上でございます。

(亘理町 清野氏)

本日小野に代わりまして、私が説明させていただきます。亘理町でちょうど令和6年3月に、災害廃棄物の処理計画を策定しました。策定にあたりまして宮城県に、多大なるご協力をいただきましてありがとうございます。計画策定にあたりましてやはり課題として、亘理町は3万人ぐらいの市町村なんですけど、やっぱり自前だけで全ての廃棄物処理することができなくて、特にコンクリートがらや瓦といったものが、町内に処理施設がなく、今回別の方法を使って処理したというところもあるのですが、やはり少し大きい自治体と小さい自治体で計画の作り方が、変わってくるのではといったところを、体感したところでございます。その他にもやはり町内・庁舎内の連携、ごみを担当する部署だけでなく、公費解体でも土木関係、住宅関係部署との協力が必要になるのですが、そういったところとの連携も大事になってくると思って、計画を策定してまいりました。私、今年4年目なんですけども福島県沖地震を令和3年、令和4年どちらも体験して、実際処理に当たったのですが、やはり町内に処理する施設がないというところで、当時災害廃棄物の処理計画がなかったものですから、その時どうやって処分していいのかというところで、宮城県には何度も相談させていただいて、こうやって処理するんだということを学んだので、その結果を踏まえて今回策定できたので、それなりに実効性のある計画になったのではと考えております。話がかぶるのですが、今年の秋に宮城県と東北地方環境事務所で、災害廃棄物を仮置場で実地訓練されるということだったので、ぜひ参加させていただいて、得られた知見を役場の方に持って帰って、今後の災害廃棄物処理に活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上になります。

(秋田県 石田氏)

当県の今年度の取組予定ですけれども、秋田県の災害廃棄物の処理計画が平成30年3月に策定をしております、策定から5年以上が経過しているということもありまして、今年度改訂を予定しております。あと人材育成の事業ですけれども、先ほど事務局から資料7に基づいて説明ありましたけれども、7月の中旬ぐらいに一度東北地方環境事務所のオンラインのセミナーを予定しております、9月から10月に県の単独の一次仮置場の設置運営訓練を予定しております。さらに11月頃、県の仮置場の訓練の内容を踏まえたフォローアップの研修、ワークショップの研修を東北地方環境事務所の人材育成の方でやらせていただくということを予定しております。1点だけ確認になるんですけれども、資料4の能登半島地震の環境者の対応の中のスライドの6ページのところで、石川県の災害廃棄物の運搬処理の計画について記載があったかと思うのですが、現状再生利用と処理をまず可能な限り分別・選別して再生利用されますというお話ですが、この内容計画というものは計画だけでまだ実

行はされていないという理解でよろしかったでしょうか。

(吉岡会長)

後でまとめてお答えいたします。

(秋田県 石田氏)

もし既に実行を広域処理されているということであれば、広域処理された時にどういった内容が一番ネックだった、ハードルになったのか、もし分かれば教えていただければ幸いです。最後にブロック行動計画改訂の必要性についてですけれども、一応ブロックをまたぐ支援・受援の内容を明確化すること自体は望ましいことと考えております。ただ、明確化する場合、ブロック間の調整につきましては、東北地方環境事務所が主体的に行われるのかということだけ確認をさせていただきたいと思っております。以上です。

(秋田市 佐藤氏)

令和5年7月の秋田市の豪雨災害に関しましては皆様からご支援・ご協力いただきましてありがとうございます。秋田市に関しては災害事業災害廃棄物の処理事業まだ継続しておりますので、処理事業の進捗状況についてご報告したいと考えております。片付けごみについては、終了に近づいている状況でございます。一方、公費解体でございますが、2件対象としておりまして、1件は終了しているというような状況でございます。今年度をもって災害廃棄物の処理事業を終了したいと考えておりまして、その終了の時期に近づきましたら補助事業の終了についてご相談させていただければと思っております。公費解体の個別の状況でございますが、残り1件という状況で費用償還による手続きを進めたいと考えているような状況で、解体工事は終了していて、申請の調整という段階でございます。先ほどあったと思いますが、公費解体、秋田市の雨の災害でも2件あるということですが、やはり権利者の調整、戸籍の課題であったり、あるいは、休眠抵当の関係であったりといろいろ手続きを実施したところがございます。今年度災害廃棄物処理体制という部分での秋田市の取組ということでは、昨年の雨の被害を受けまして処理計画の見直しというのも進めておりまして、年度末には見直しをしたいと考えております。能登半島地震の関係でございますが、支援員として2名派遣しているという状況でございます。以上でございます。

(潟上市 伊藤氏)

能登半島地震に伴う対応についての貴重な意見、とても参考になりました。ありがとうございました。本市としての主要な取組の計画については今年度ありませんが、このような会議や県等が主催する人材育成事業およびワークショップ等に参加をしまして、対応策や情報共有を図っていく予定であります。また、本市は平成31年3月に作成した災害廃棄物計画の見直しと未作成の受援計画の作成について、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

(山形県 西塚氏)

山形県における今年度の計画ですが、昨年度に引き続き災害廃棄物の仮置場設置訓練、これは日本海側の鶴岡市で計画しておりますけれども、実施したいと考えております。また、環境省の人材育成事業を利用した研修会やワークショップも昨年度に引き続き実施する予定です。それから、能登半島地震への対応ですが、本県でも3月に輪島市へ2名の派遣をしておりました。その際に感じたことは、青森県等からいただいているのですが、派遣の根拠や、費用負担の部分、あと総務省ルート、知事会ルートとの住み分け等が明確になっていないのではないかと感じて、内部調整に非常に手間を要したというところがあります。行動計画の改訂に際しては、そういったところの課題を、やはり踏まえながら行っていただきたいと考えております。特に、公費解体ですと、必要な人員というのが非常に多くなる。今回の能登半島地震でも、人員が非常に多く必要となると、環境省ルートだけではなくて、やはり総務省ルート、知事会ルートの利用をご検討いただく方がよろしいのではないかと感じたところです。それから、質問ですが、資料9-3について支援チーム派遣に係る経費の取扱い。こちらの黒丸の3番目、資料9-3の一番右下、支援チームの派遣に係る経費との取扱いで、支援の各自治体は被災地応援経費に対し特別交付税措置について検討するというのは、支援を行った自治体が検討するということでしょうか。今回の石川県の能登半島への派遣では交付税措置になるという話を環境省からいただきましたが、運営マニュアル等ではどのような取扱いになっていくのかということを確認したいと考えております。以上です。

(山形市 東海林氏)

山形市におきましては、山形市災害廃棄物処理計画を令和2年3月に策定いたしました。そして令和4年3月にこちらの計画を改訂いたしました。現在におきましては、この計画においては、やはり地震発災が主なものとして念頭に置いていたという経緯がありましたので、それ以外の災害、風水害、水害についても山形も被害を受けている状況がありますので、そちらの対応についてもしっかりとやっていかなければならないということで、現在、災害廃棄物処理計画に基づいた対応マニュアルの改訂を今年度進めていくという予定で進めております。それから、能登半島地震の対応につきましては、環境省のお声掛けがあったようですが、今回山形市は災害廃棄物関係の事前派遣という点では対応しておりませんでしたけれども、また、こういった協議会において様々な知見・情報等を勉強させていただいて、こちらの対応の仕方についても今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

(大石田町 齋藤氏)

令和2年7月豪雨で災害廃棄物の処理、被災を経験しまして、そちらの方での対応が1回ございました。災害廃棄物の方の処理計画がまだ策定できてなかったもので、そちらの部分については、県のご協力いただきながら、令和3年3月に策定することができたところがございます。災害廃棄物の処理計画ができてなかったこともあって、実際被災あった仮置場の設置まではうまくいきましたが、その後の管理が大変だったという記憶がございます。今後に向けまして、また発生しましたら、迅速に対応できるように災害廃棄物の仮置場の位置等を

随時検討しておきたいと思っしているところがございます。あとは人材育成に関しましては、県の仮置場設置訓練等、そういった研修やセミナーの方に積極的に参加したいと考えております。以上です。

(福島県 戸來氏)

能登半島地震の件ですが、福島県としましては、別の部局ですが保健福祉部で発災当時から支援に行っておりますが、こちら生活環境部の場合は災害廃棄物関係で、2月28日から3月6日に当課の職員1名が、公費解体の受付業務のため派遣されておりました。また、4月に入って環境省から派遣の依頼がありましたが、私もそうですが、4月に異動してきたばかりで、そういった知見や経験もなく、まだ派遣できていない状態です。県の課題でもあるのかもしれませんが、また派遣された場合、どのような対応をしているのか、今日ではなくてもいいので、いずれ情報共有していただきたいと思っしているのですが、経験ある方が異動してしまった場合、何か他の部局から来ていただくとか、そういった体制とかが整っているのかどうかというのは、気になった次第です。次に、秋田県とも被ってしまいますが、資料9-1の別紙に、各地域ブロック災害廃棄物対策行動計画におけるという資料があると思っいますが、この北海道ブロックのところに記載があります今後ブロックを渡って支援なり支援していただくときに、国が主体となって調整を行うと記載がありますが、東北の方でもこのような規定があるといいのではないかという意見です。以上です。

(福島市 根本氏)

私から3点情報共有です。まず1点目、能登半島地震の派遣の関係ですけれども、3月8日から5日間2名を珠洲市へ、そして6月1日から年度末まで延べ2名を中能登町へ派遣して支援をする予定でございます。2点目、仮置場の市内での選定を昨年度来から進めておまして、32箇所を広範囲に選定いたしました。ただ、まだ実際に活用した場面がないので、機動的に運用できるように現地もしっかり見ながら市内での共有に努めてまいりたいと考えています。最後3点目、福島市と会津地方の間を隔てる吾妻山に現在60ヘクタール規模のメガソーラーの設置が進められておまして、今現在山肌が大規模に露わになっておまして、昨日の大雨で土砂を含んだ泥水が大量に県道に流出したということが起きました。大規模土砂災害の危険性が非常に高まっているものと感じておまして、今後、先ほど申し上げた仮置場の活用も含めて備えていきたいと考えております。以上です。

(郡山市 大内氏)

本市の災害廃棄物処理計画に関しましては、令和4年1月に策定しましたが、昨年度の秋田市及び今年初めの輪島市への職員派遣を受けまして有効性をチェックしたいと考えております。また、災害発生時に処理する廃棄物の協定を収集運搬業者と建設団体とも含め行っておりますが、処理業者との協定はまだ結んでおりませんので、そちらについて今年度は結びたいと考えております。以上でございます。

(会津若松市 長谷川氏)

令和3年度に災害廃棄物処理計画を大幅改訂し、令和4年度に初動対応の手順書を策定したところでございまして、仮置場の候補地の選定等、一定程度の対応の整備は行っていたところでございます。令和5年度に課員に初動対応手順書の内容で、実際に動けるのかということを確認してもらいまして、手順書に意見を述べてもらったところでございます。また本市総合防災訓練に参加しまして、災害時の災害廃棄物処理について広報を行ったところです。今年度は昨年度の初動対応手順書に対して課員から寄せられた意見をもとに手順書の内容を更新していきたいと考えております。また、昨年度に引き続いて市総合防災訓練への参加等を通して市民へ災害廃棄物処理について理解を促し、平時からの備えについて促していきたいと考えております。以上です。

(吉岡会長)

ありがとうございます。いわき市はいかがでしょうか。音声がかたくなつながらないようですので、もし何かあればまた後でご連絡いただければと思います。

以上で自治体の皆様からのご意見ご質問等がございました。一旦ここで、いくつか質問が出ておりますので、これにつきまして事務局からご回答をお願いしたいと思います。

(東北地方環境事務所 藤田次長)

それでは私からは資料9関係、災害廃棄物東北ブロックの行動計画の改訂絡みについていただいたご意見やご質問に対してお答えしたいと思います。まず一つ目ですけれども、青森県、山形県からいただきましたご意見ですけれども、今回の能登半島の地震では色々なルートで依頼が来て、内部的にも混乱が見られたので、行動計画を改訂する際にはそのあたりを整理してほしいといった意見をいただきました。災害の大きさにもよりますので、どうしてもケースバイケースにならざるを得ない対応となることもあるのですが、できる限り整理できる範囲で整理して改訂計画に落とし込みたいと考えております。それから山形県から資料9-3についてご質問をいただきました。具体的には資料9-3のチーム運営マニュアルのところで、特別交付税措置については、どこが検討するのかといったご質問だったと思いますけれども、これは支援をしている自治体が検討するものでございます。具体的には運営マニュアルの7ページ目に、同じような文章で書いてあります。少々歯切れの悪い書き方になりますが、どの部分が支払われて、どの部分が支払われないというグレーゾーンがありますので、明確に書けない部分がありますので、こういった書き方になっております。それから秋田県、福島県からご意見をいただきましたブロックをまたぐ支援について、その調整を主体はどこかということですが、ご意見いただいたとおりだと理解しております。つまり、この東北ブロックで言いますと、東北地方環境事務所が他の事務所と調整して、ブロック間の支援をアレンジすると理解しております。そういったことは明記したいと考えております。資料9関係については以上でございます。続きまして、能登の関係もご質問いただいたと思います。

(東北地方環境事務所 佐々木)

能登関係の広域処理がどういう状況になっているかというのを、秋田県からご質問を受けましたが、既に広域処理はされております。富山県に持って行っている地域もありますが、県内の処理先も有効利用したいということで、今県内でも処理するというので、処理先をいろいろ県内・県外広げて対応したいと考えているようです。問題点ということですが、先ほども言ったのですけれども、広域処理が本格化すると輸送ルートが確保できない可能性が高くなっていくということで、自動車専用道が今通行止めになっているのが、8月末ぐらいには開通しそうだということもあるので、そうすると2本ぐらいルートを確認できるということになるので、それが早く通らないと輸送の問題がある、先ほど言ったように海上輸送がうまくいっていないというのがあるので、今後そういう対策が必要になるだろうと思っております。

(東北地方環境事務所 小池)

能登半島地震への応援の際に現地情報がなかったというご質問いただいていたのですが、これについてはこの前の環境省の担当者研修がありまして、私からもお話をさせていただいていました。通常、今回の能登半島地震に限らず災害が発生した場合は、被災県が災害対策本部会議を立ち上げて、各被災市町の災害対策本部から情報収集したり、各市町村の建設部局、農林水産部局等が自分の市町の被災状況を把握して、県に報告する、それから県から国に報告するというルートが確立されています。こういったことで今回は環境省サイドに関して情報が来ていなかったもので、先遣隊も含めて先ほど説明ありましたように、被災当初から職員を派遣しておりますので、引き続き応援職員を派遣する場合は、そういった現地の情報、道路状況とか宿泊状況、それから先ほど能登半島の状況の説明の中で、トイレや水が使えないといった情報、それから現地で食事できるかどうか、店舗やコンビニが開いているかどうか、こういった情報を各地方環境事務所を通して各県に情報を提供して応援に行っていただく市町村に情報を提供するような情報の提供の仕方を確立させるということで、検討していくということでお話いただいていたので、今回はそういった反省点もありましたので、次の災害が万が一起きた場合は、そういった現地の情報をいただく体制を取りたいということで考えているようです。以上です。

(吉岡会長)

ありがとうございます。いくつかご回答いただきましたけれども、よろしいですか。それではいわき市が今電話でつながっておりますので繋ぎたいと思います。

(いわき市 西山氏)

本年度の災害対応、廃棄物対策について、簡単に発言させていただければと思います。昨年、いわき市でも、令和5年台風13号の被災がありまして、昨年の後半からずっと災害対応が続いているような状況です。今年度に繰り越しまして、5月31日これを持ちまして、ようやく災害対応のすべて完了したところで、今の国の方に提出する完了報告書を作成して

いるところです。その中では、今回の災害で、半壊の被災家屋に対しても、補助を実施したり取り組みをさせていただいたのですが、その中でさまざまな反省点がありましたので、そちらの見直しを今後、進めていただければと思います。また、今回仮置場の設置に関して、計画どおりにこちらとしては仮置場を設置してきたのですが、そうであっても市民からは仮置場の設置までの時間が非常に遅かったというご意見をいただいておりますので、そういったところと対応していくのか、そういったものを今年度災害検証のほうを進めていければと考えております。以上になります。

(吉岡会長)

ありがとうございます。先ほど福島県から、後でもよろしいですがということでご質問がありましたけれども、担当者のところでなかなか経験値を持っておられる状況ではない場合に、他県ではどのように対応されましたかということなので、何かそのヒントになるようなものが、もしどちらかの県でお答えいただければと思いますがいかがですか。宮城県よろしいですか。

(宮城県 齋藤氏)

今回の能登半島地震で、先ほど申し上げましたが、ワンクール4名体制で経験者と未経験者と一緒にチーム編成をいたしました。必ず1名は東日本大震災もしくは他県の災害派遣を行った経験者を入れて、1から2名未経験者。あとは経験・未経験者に関わらず土木職の職員も入れた4名体制としておりました。

(吉岡会長)

現時点では所属は異なるが、経験のある職員にサポートいただいていると理解でよろしいですか。

(宮城県 齋藤氏)

経験者に関しては廃棄物関係ではない部署からも応援いただいております。

(吉岡会長)

ありがとうございます。具体的に、秋田県からご質問ありましたけれども、先ほど環境省からもお答えいただいたところだと思いますけど、実際の分別の実効性等、その辺どうなっているのかというようなことがありましたけれども、民間に結構お願いしている選別や分別をお願いしている部分が確かあったかと思うのですが、そうすると受け先のところでどのような分別の得意性があるのかと得意な分野があるのかで、具体的なやり方というのが多少変わってくるのではと思いますが、ただ実際に産廃を受けたり、一廃で分別しているという経験があるところだとだいたいそれに則ったようなやり方の分別の仕方でおそらく処理をしているだろうと思うのですが、その辺の補足ございますか。

(東北地方環境事務所 佐々木氏)

石川県の産資協が元請に入っております、受け入れる処理先のスペックに合わせて分別をしているということがあります。ただ、そのほかに分別が難しい混合物については県外の分別施設が整っているところに出しているというのが現状です。ただ、この先県内処理を進めるためさらに分別をするということを産資協のもとで指導を受けながら 業者が進めているということでございます。

(吉岡会長)

ありがとうございます。それでは、青森県、どうぞお願いいたします。

(青森県 中野渡氏)

先ほど行動計画についての話ばかりしてしまって、肝心の県の取組について話をしていなかったもので、少しだけ補足をします。今年度の青森県の取組としましては、先ほど八戸市からの話にあったとおり、仮置場の設置訓練を今年度初めて実施します。これは東北各県でもしているのですが、青森県でも本県初めてということで、今、日程や場所については八戸市と調整中であります。それから、10月から11月頃なんですけども、地域ワークショップをします。こちらは本県独自の取組になるのですが、通常どうしてもこれまでの 訓練とか研修というのは、市町村や廃棄物の業者が対象であったのですが、実際の災害廃棄物を出す住民の方も、巻き込んでいかなければと思っておりましたので、県内で2カ所、モデル事業的に実施したいと考えております。それから、実際災害のときに困るのが、処理困難物だと思っておりますが、それを実際どこが処理できるのか、何トンくらい通常受けることができるのかというのをリスト化して、一覧表にして、データベース化して、市町村と共有をしようということも考えております。そうすれば、実際どこに持っていか、万が一の災害のときにも対応できるのではということも含めて、年度の新規事業として進めていきたいと考えております。以上です。

(吉岡会長)

資料8について、実施訓練の話がありました。補足を環境省からお願いいたします。

(東北地方環境事務所 小池氏)

先ほど、宮城県からの資料8の説明がありましたが、私の方からの環境省分も含めて、説明していきたいと思っております。資料8、中ほどに演習カリキュラムというものがあります。先ほど宮城県からは、県担当分として管理運営訓練というところの説明がありました。それと合わせて環境省分として、上の設置計画訓練、それから設置訓練、あと一番下の保管物管理訓練ということで、4項目の訓練を想定しております。まず設置計画訓練ですが、具体的な取り組み内容のところに記載されておりますが、廃棄物発生量の推計を行っていただく通常の机上での訓練、面積の推計、仮置場のレイアウトを作成する机上訓練も行います。あとはどういったチラシを作って、住民の方々にお知らせするかといったチラシの作成も考えてお

りました。それから設置訓練ですが、これはコンクリートブロック設置、それから鉄板付設が書いてありますけれども、具体的な中身はまだこれから事業者と進めていくのですが、鉄板の付設訓練についてはちょっと考えていくということで、段取りを組んでおりました。防止ネットもそうですけれども、こういったものも実際に、現地で見えていただくということを考えておりました。それからラストの保管物管理訓練ですけれども、これについては、ドローン測量というところがありますが、ドローンが用意できれば、上空から廃棄物の量を見ながら実際にどのぐらいのゴミが入ってきた、高さとかそういったものを見られればと思っています。あと車両が準備できるのであれば、搬出訓練を行って参加した皆さん方に、見ていただこうと思っています。これらトータルで、2日ばかりで行う予定にしております。演習カリキュラムの上の長いフローが書いてありますけれども、初日としては設置計画訓練、それから2日目としては設置訓練とそれから管理運営訓練と保管物管理訓練ということで、2日ばかりで実施しております。最初は、連続する2日ということも考えていたのですが、日程的に難しかったので、2日を分けて、訓練を予定しております。今お話聞くと、各県でカリキュラム設置訓練を実施なさる予定の各県いらっしゃいましたが、宮城県と共同でしますが、東北地方環境事務所としてもやりますので、各県、各市町村、関係団体の方も参加していただいて構いませんので、具体の日付や場所等を決まったらお知らせしますので、ぜひ参加していただければと思います。以上です。

(吉岡会長)

ありがとうございます。合同でやると、他県もやれるということなので、宮城県もいろいろと、少し大変になるかもしれませんが、ご協力いただくということだと思います。ありがとうございます。自治体構成員の皆さんからのご発言は頂戴したところでございます。今日ここにもですね、それ以外のところでも関連するような民間の方々に来ていただいております。やはり災害廃棄物の処理となってくると、平時からというのはずっと言われておりますけれども、そういうところの協力関係というのが非常に大事でございますので、その辺からですね、ご意見を頂戴したいと思います。まず、対面の、宮城県建設業協会の菅原様からお願いいたします。

(宮城県建設業協会 菅原氏)

まず、能登半島地震への対応から申し上げますが、東京に本部があります全国建設業協会を通じて、発災直後から支援の申出をしておりました。結論としては、なかなか東北地方から現地というのが難しいということもあって、現時点まで応急復旧、本格復旧への対応についても要請はいただいておりません。それから国土交通省からは、工事資材の確保ということで、具体的にはブルーシートです、それを確保してくれないかというお話があって、それはストックをしておりましたが、それも結果としては現地に運ぶまでには至っていないというところでもあります。それから、通常の見直しについてお話をいたします。毎年11月に災害対応訓練を行ってございまして、県内に9つの支部があって、250の会員企業がありますが、全社対応ということで、その11月にまずは連絡体制の確保ということで、衛星携帯電

話を使ったりとか、それからウェブカメラを使って、まずは初動対応の確保をする。それから応急復旧対応ということで、その9つの支部にいくつか仮定の災害現場を作りまして、そこに各社が集まって対応するといった、それをウェブカメラで確認をするといった、そういう訓練をしております。それと、今年の3.11の時は、東北地方整備局と共同で応急復旧対応ということで、実際に現場に瓦礫を持ってきて、それを建設機械で取り除く作業等、そういったものを具体的に行ったりして、これも来年度以降続けていきますが、そういった対応をしております。情報共有ということで、もう少しお話ししてもよろしいでしょうか。東日本大震災の発災当初、協会が行ったことは道路啓開ということでございまして、東北地方の真ん中を南北に貫いている東北縦貫自動車道、もしくは国道4号から沿岸部、太平洋沿岸を南北に走っている国道45号との間に、道路を啓開して輸送経路を確保するという一方で、岩手県から福島県の間には大体16か17くらいの東西の道路の啓開をするということで、国土交通省の主導の下で我々も行ったんですけども、その形状から首脳派作戦とに言われております。具体的には道路上の瓦礫を撤去するという、脇に寄せて道路を確保していくと、それによって後の自衛隊の車両であるとか消防自動車であるとか、いろんなプッシュの輸送ができるということになるわけですが、瓦礫と言いつつも、もともとは個人財産、もしくは公共財産ということでありまして、実は後々いろいろとトラブルが聞こえてまいりまして、いくつか損害賠償請求とか、これは協会員ということではなくて、その地域の首長さんに訴えられていると、多くは船が運ばれて道路に乗っかっていると。所有者から言わせると全く傷ついていないと、ただそれが啓開作業をすることによって傷ついたので、使い物にならなくなったので、損害賠償してくれという訴えが何件かありました。結果的には全て原告敗訴ということになったのですが、実はそれ以外にも細々とした地域住民とのトラブルがあって、実際にそこに住まれている方が見ているわけです。協会員の啓開作業というものの、自分の持ち物が道路上にあったり、あるいはそれを除かなくてはいけないために民間の土地を少しお借りするような形になったり、いろいろトラブルがあって、なかなか進まないというお話があったのです。災害廃棄物になる前の段階と思いますが、まだまだ法整備がきちんとなされていないので、これから災害が起きたときにスムーズに一刻を争う作業なので、道路啓開というのも少し法整備といいますか、対応の方法をお考えいただくとありがたいと思っております。以上です。

(吉岡会長)

ありがとうございます。それでは続いて、解体工事業協同組合の佐藤理事長をお願いいたします。

(宮城県解体工事業協同組合 佐藤氏)

最初に、私とこちらではどういうスタンスの関係で座っているのかと、いつも思っています。はっきりしてほしいなど。ほとんどの場合、環境省との間の話で終わってしまうことが多いので、我々民間の話では、今回この協議会ではあまり関係ないのではという思いもあります。だから、どんな形で、どういうスタンスでいけばいいのかというのは、一回話をしな

ければならないのではと思います。一つ提案となりますが、参考になればと思って一言申し上げたいのは、まず我々民間の能力は、各市町村はつかんでいると思います。しかし、県はつかんでいないのかと思います。これは東日本大震災が起きたとき、我々産廃業者には一切ドンと持ってこられる。うちもコンクリートそれを処理する工場を持っていますが、一切入ってきませんでした。とりあえず仮置場に置かせないと思ったのですよね。それを処理する、かなり大きなプラントを石巻で作りましたよね。あんなのをここでやったのだらうと思うのですが、できればいろんな意味で木屑もあるだらうし、プラスチックの破砕の施設もあるし、いろんな施設があると思います、民間で。それにぜひ使っていただければと思いますし、そのためには今回も使っていらっしゃるようですが、熊本でも使いましたが、そのためには各地域の、宮城なら宮城県の、そういった設備がどのくらいの能力を持ってあるのかというのを各県ごとにとって調べて、それを今度逆に中央で把握しておいて、隣県あるいは広域処理というときの参考にできるのではないかと思います。この辺りだったら隣の県の木屑の処理場があるとか、そんなこともできればいいと思います。少なくとも東北だけでも作ればいいと思いました。いろいろな話があるので、ずっと聞いていて、昔の災害について、仙台市は13年前にありましたが、丸森でもありましたが、仙台でもちょっとした災害があったのですが、いろいろなところで災害が起きています。そのケースを反省してみるのが必要だと思います。仙台市も確かこんな分厚いものを作っています。災害の処理に関するものを頂いたのですが、そんなのも参考になるのではないかと思います。当時は部局で実際にあたっておられた方の中に話を聞いて、今考えてみればどんなものをこうすればよかったとか、こうしておけばよかったというのが結構あるのではないかと思います。それが昔の起きたことをよく聞いて調べて、それを新しい計画に盛り込むというようなやり方をすればいいのではと思いました。次はそういった生々しい、13年前ですから、まだまだ担当した方がいると思いますので、そのような方にこうだったら聞けばいいのではと、そしたら結構参考になるだらうし、生々しい意見が聞けないのではないかと思います。以上です。

(吉岡会長)

それでは続いて宮城県の産資協から、お願いいたします。

(宮城県産業資源循環協会 岩崎氏)

本日羽田が欠席しておりますので代理で出席させていただいている岩崎と申します。5月22日に課長補佐の菅原様からご講演いただきまして、会員に新年の大規模災害に見る教訓についてご講演いただき、会員と情報を共有させていただきました。資料8になります、令和6年度災害廃棄物、仮置場、実施訓練の実施についてもご協力させていただくようになっております。今後、民間と自治体とのつながりを、明確にさせていただいて、災害が起きたときに、実際にスムーズに運んでいけるようにしていただけたらと思っております。

(吉岡会長)

ありがとうございます。確か、東日本大震災のときに仙台市の災害廃棄物処理するときに

関わっていただいた、今日ここに来られている3つの協会の方々と合わせて最後、まさに生々しいことを経験した処理のマニュアルという冊子本を確か作って、あちこちに配ったというような経験があります。その辺はおそらく各自治体に配布されると思いますけれども、なんせ作ったのが12年前になりますので、ひょっとしたらそれがまだどこかに埋もれている状態なのかもしれないですけど、相当現場感のあるマニュアルを作ったという経緯がありますので、ぜひその辺りも、今後の会見に向けての参考にしていただければと思います。以上、皆さんからご意見なりご質問等、ご発言いただいたところでございますが、加えて、今日ご出席の皆様の方からご発言何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ここはまさに自治体だけではなくて、今日来られている民間の方々からのご発言もお願いしたいと思いますが、青森県での独自研修について、少し事務局の方からご説明があるということなので、お願いいたします。

(JESC 鈴木)

先ほど青森県中野渡さんからご紹介もいただきましたけれども、青森県独自ということで、今までの仮置場実地研修に加えて地域住民も巻き込んだという研修を今回企画していただいています。私どもも協力をさせていただくことを考えておりますけれども、ご承知のとおり、災害の対応という中には、一般の方々、民間の方々も含めた、リスクコミュニケーションという視点も取り入れていくべきではないかと思っています。仮置場の問題等、総論賛成・各論反対のような事案についても問題解決を早くすることにつながっていくのではと考えているところです。実際にどのような研修ができるかというのは、青森県、弘前市、八戸市とご相談し、グッドプラクティスとなるようにしたいと思っています。

(吉岡会長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。オンラインの方々の方も含めまして、ご発言があれば。

では時間の都合もありますので、この辺りで終了させていただきたいと思います。皆さん長時間どうもありがとうございました。それではマイクをお返しいたします。

(JESC 鈴木)

吉岡会長、大変ご苦勞さまでございました。これにて議事は全て終了となります。最後に東北地方環境事務所の藤田次長から閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

(東北地方環境事務所 藤田次長)

本日は2時間にわたりまして、皆様から活発にご発言、ご意見いただきまして、誠にありがとうございました。皆様からの発言の中には、能登への派遣というのはもちろんのこと、平時から人材育成、それから訓練等されるという発言を多数お聞きして、非常に心強く思っております。今後とも、この協議会もそうですけれども、平時からの備えはもちろんのこと、仮に発災したときも速やかな連携にご協力いただければと思います。本日はお忙しい中、ど

うもご参加いただきましてありがとうございました。

(JESC 鈴木)

藤田次長、ありがとうございました。これもちまして、令和6年度第1回災害廃棄物対策東北ブロック協議会を閉会いたします。皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。